

【マップの詳細】

1 教育委員会

学校教育指導課	教育センター
○ 就学相談事業（特別支援学校含） ○ 特別支援学級 ○ 通級指導教室 ○ ふれあい補助員派遣事業 ○ 学校看護介助員派遣事業 ○ 特別支援教育巡回相談事業 ○ スクールソーシャルワーカー巡回相談事業	○ 青少年教育相談事業 ・ 電話相談 ・ 面接相談 ・ 小・中学校要請教育相談 ・ 訪問相談 ○ あすなろ教室（適応指導教室）事業 ○ 心の教育相談事業（心の教育相談員） ○ スクールカウンセラー派遣事業

2 市役所こども育成部及び保健所

こども育成部		保健所
茅ヶ崎市こどもセンター	こども家庭センター	健康増進課
○ 子どもについての悩み ○ 子育て中の悩み ○ 幼児のことばの教室	○ 子育てに関するお悩み ○ 児童虐待の通報	○ 子どもの健康や育児の相談

【用語解説】

【インクルーシブ教育システムについて～国の方向性～】

インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供されること等が必要とされています。

また、報告※1では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

※1）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 初等中等教育分科会）

【神奈川のインクルーシブ教育の推進の基本的な考え方】

神奈川のインクルーシブ教育は、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを基本的な考え方としています。

インクルーシブな学校づくりが進むことによって、子どもたちが相互に理解し合いながら社会性を養うことができ、また、子どもたちの「人格と個性を尊重し支え合う力」や「互いの良さや多様性を認め、協働する力」を育むことにつながるものと考えます。

そして、「インクルーシブな学校」で育っていく子どもたちと一緒に、すべての人が生き生きと生活できる共生社会の実現を目指していきたいと考えています。

茅ヶ崎市のインクルーシブ教育の推進



すべての子どもが大切にされ

共に学ぶことのできる教育環境を整えます

目標4「質の高い教育をみんなに」

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

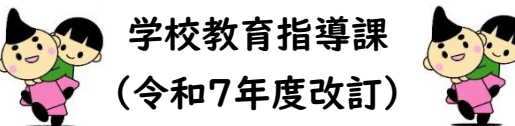
【出典：国際連合広報センター・外務省HP】

インクルーシブ教育の推進のためには、障がいのある子どもを含めた、すべての子どもが大切にされるという観点から捉えた上で、個々の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様な枠組みを整備し、校種や在籍の学級にとらわれず、柔軟に対応するためのシステムを構築することが重要です。

茅ヶ崎市教育委員会では、令和3年度から10年間を計画期間とする「茅ヶ崎市教育基本計画」において、全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、すべての児童・生徒が、居住する地域の学校で学べるよう、適切な教育環境を整えとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育を推進することを重点施策の一つに掲げています。

私たちは、すべての児童・生徒が質の高い学びができる環境の実現を目指し、一人一人の個性と教育的ニーズに応じた支援を実施することをコンセプトに、インクルーシブ教育を推進する視点から、多様性を前提とした魅力ある学校づくり、特別支援教育の充実を図ってまいります。

茅ヶ崎市教育委員会教育総務部



【茅ヶ崎市のインクルーシブ教育に関係する学びの場・支援者・支援機関マップ ～幼児期から中学校卒業時期まで～】

- 茅ヶ崎小学校「ことばの教室」 ☎83-4597（直通）
- 梅田小学校「ことばの教室」 ☎85-1124（直通）
- 鶴が台小学校「そだちの教室」 ☎52-3006（直通）
- 緑が浜小学校「そだちの教室」 ☎88-5005（直通）

保育園
幼稚園
認定こども園
児童発達支援センター

教育支援委員会
連携・情報共有

小学校～通級指導教室
連携・情報共有

小学校

特別支援学級
ふれあい補助員（児童支援）
学校看護介助員（医療的ケア等）

通常の学級
・スクールカウンセラー（児童・保護者の相談）
・心の教育相談員（児童の相談）

教職員
連携・情報共有

教育支援委員会
連携・情報共有

中学校

特別支援学級
ふれあい補助員（生徒支援）
学校看護介助員（医療的ケア等）

通常の学級
・スクールカウンセラー（生徒・保護者の相談）
・心の教育相談員（生徒の相談）

教職員
連携・情報共有

進路指導

高等学校
（全日・定時・通信）

特別支援学校（高等部）

サポート校 など



連携・情報共有

連携・情報共有

- 子ども・子育て中の悩み ☎84-0505（直通）
- 子育ての悩み
児童虐待の通報 ☎81-7170（直通）
- 子どもの健康
食育の推進に関すること ☎38-3331（直通）

市関係機関

- こどもセンター
- 子育て支援センター
- こども家庭センター
- 保健所健康増進課

学校教育指導課

就学相談
・特別支援学校
・特別支援学級
・通常の学級
・通級指導教室等
☎81-7224（直通）

指導主事（保護者の相談）
・特別支援教育相談員
（学校を介しての児童・生徒・保護者との相談）
・スクールソーシャルワーカー
（学校を介しての児童・生徒・保護者との相談）

あすなろ教室
連携・情報共有

教育センター青少年教育相談室
・指導主事
・心理相談員（電話・面接・訪問による児童・生徒・保護者の相談）

- 学習・進路・親子関係等の相談 ☎86-9963（直通）
- 不登校等に関する電話相談 ☎57-1230（直通）
- いじめに関する電話相談 ☎82-7868（直通）
- 子どものことに関する電話相談 ☎86-1062（直通）

【特別支援教育センター的機能】
教育相談
選択学習・運動、行動面、社会的スキル、コミュニケーション、日常生活面等の相談
・電話相談 ・来校相談
☎57-5375（直通）
月～金 9:00～16:30

県立茅ヶ崎支援学校

県関係機関
県中央児童相談所

県立特別支援学校

神奈川県立総合教育センター（電話相談・Eメール相談・来所相談）

- 平塚盲学校
視覚に障がいのある方の相談 ☎0463-31-1341（直通）
- 平塚ろう学校
聴覚に障がいのある方の相談 ☎0463-32-0129（直通）

子どもに関する悩み全般 ☎0466-84-1600（直通）
平日8時30分から17時15分まで
児童虐待対応ダイヤル 189（イチハヤク）（24時間対応）

学校教育や家庭教育に関する悩みや相談（総合教育相談） ☎0466-81-0185（直通）
子どもの発達に関する悩みや相談（発達教育相談） ☎0466-84-2210（直通）
不登校ほっとライン ☎0466-81-0185（直通）
24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310